

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大洲市長 二 宮 隆 久

市町村名 (市町村コード)	大洲市 (38207)
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (平野町 広岡 会心 地藏堂 矢ノ口 土井 富栄 沼田下 沼田上 保子野 本谷日 本谷影 日浦 横野 栄谷 大下 東大下 坂田 香田 矢の地 大根 梶谷 富元 夜昼 滝の宮 鎌の田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月7日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中山間地域が多い一方で、平坦な農地も点在していることから、多種多様な品目が栽培されている。以前は、集落ごとに葉たばこや花きなどを栽培する農家が見られたが、現在は廃作の影響により耕作者が減少し、農地の現状維持が限界となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者: 15人(うち認定農業者数4人)

主な作物: 水稻、露地野菜、栗、椎茸、乳牛、養豚

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内では農業者の高齢化が進み、担い手も不足していることから、地区外からの新規就農者の受け入れを促進する。あわせて、企業の農業参入や農事組合法人化についても検討を進める。今後は、水稻や露地野菜を主要作物としつつ、地域の特産物である栗や椎茸の生産振興に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内のおおむね10ha以上のまとまった農地及びその周辺の農地を、農業上の利用を行う区域とする。また、当該区域と住宅地又は林地との間に位置するその他の農地については、保全・管理を行う区域とする。

以下の農地における農地転用について協議の場(令和8年7月6日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

平野町平地4541、4544、4545-1

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田については、可能な範囲で担い手への集積・集約化を進める。 また、平野部・中山間部を問わず農業者の高齢化が進んでいることから、現在は農地周辺の耕作者に耕作を依頼している状況である。今後は、効率的な営農を推進するため、平野地区全体において中心経営体への農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする者や経営転換を行う者は、原則として農地を農地中間管理機構へ貸し付けるとともに、集積協力金等を活用し、遊休農地の発生防止を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営パイロットにおいては、狭隘な農道の改修や野菜・果樹のかんがい用水の確保を図るとともに、農地の再編について検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外を問わず、新規就農希望者の受け入れを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、ボランティアの協力を得て草刈りや伐採を実施しており、今後も継続して活用するか検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①一部集落では中山間直接支払制度を活用し、鳥獣被害防止対策に取り組む。
⑦一部集落では中山間直接支払制度を活用し、農地保全管理に取り組む。